

条約側文書分四〇〇一D-7号

米国の<sup>外交</sup>対外関係。日本~~国~~。一九三一年—一九四一年。巻二~~三~~。卷~~三~~。

第七四〇頁。

一九四一年(昭和十六年)十月十七日、日本大使(野村)より~~米~~國務長官に  
手交し  
傳達せられたる口頭声明。

「フジツツニ於て」一九四一年十月十七日。

日本大使は、日本政府としては政治的安定保持の原則を、

太平洋全地域に適用することにつき何等反対するものなから、又

日本政府  
提案中の第六條の~~文~~から

日本政府は九月十五日  
進  
「南西」なる文字を~~進~~んじ削除する旨を述べたる~~文~~を~~進~~へ

らぬ~~事~~。  
ての事。

[D.D.1400-D-7]

定に對して何か保證はあるであらうか同様に、日本國民を太平洋の西側に彼等が確立した諸地點から逐ひ出す目的だけで、米國民が喜んで其の際に廣汎な海外作戰に従事するかどうかといふ事も亦疑はしいであらう。

一九四一年（昭和十六年）七月三十一日重慶發、蔣介石主席より米國大統領宛の電報

（拜啓）全中國資産を凍結の支配下に置かれ廢しとの余の要求に應ぜられたことに對し深く感謝致します。此れは凡ゆる方法で中國を援助せんとする貴下の希望を更に證據立てるものであります、そして其の意味に於て中國々民の希望を更に證據立てるものであります。